

議会基本条例の検証結果について

1 経緯

加西市議会は、平成22年6月に議会基本条例を制定し、市民の付託に応えるために議会の情報公開、住民参加、議会運営の効率化や議会活動の活性化を目的に、インターネットによる中継、陳情者等への発言機会の付与、一問一答方式の導入、議会報告会の開催などを実施して議会改革に取り組んできました。

その結果、「地域経営のための議会改革度調査 2024 総合ランキング」では全国 54 位、県内では 2 位と上位にランクされるなど一定の評価を得るところとなりました。

しかしながら、この結果に慢心せず、真に市民にとって信頼される市議会となるよう、条例の目的の達成状況について、議会基本条例第22条に基づき、令和7年7月から議会運営委員会において4回目となる条例の検証及び見直しを行いました。

2 検証経過

議会運営委員会において、先進市議会への視察を行うとともに、委員会を7回開催し、条文ごとにその達成度、課題及び見直し内容を確認する検証シートを作成して改善すべき項目を洗い出し、その対応策について協議を重ねました。

3 検証結果

改善等の見直しが必要となった条項と内容は下記のとおりです。なお、◎印の条文については、令和8年3月定例会初日に条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。また、※印の条文については、条例改正は行いませんでしたが、運用を改善していくこととしました。

条項	見出し	見直しの内容
◎第6条 第2項	市民参加及び情報公開	議会中継のインターネット配信方法について、本会議、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会をライブ及び録画で配信していることを明記するよう改正
※第6条 第5項 ※第8条	市民参加及び情報公開	市民との意見交換会等で得た意見や要望を政策立案につなげるための仕組みをフロー図で示し、「議会報告の開催に関する実施要項」に規定する改正
※第9条 第2項	市長等と議会及び議員の 関係 【一問一答】	市民にわかりやすい議論が行えるように一括質問を廃止し、一問一答に一本化するよう「一問一答方式に関する実施要項」を改正
※第9条 第3項	市長等と議会及び議員の 関係 【反問】	市長等執行者と議員との活発な議論のための反問権のうち反論について、明文化した規定がなく、あいまいな運用となっていたことから、新たに「一問一答方式に関する実施要項」に規定するよう改正
※第9条 第4項	市長等と議会及び議員の 関係 【文書質問】	これまで文書質問に関する明確な定めが無かったことから、「加西市議会文書質問に関する規程」を新たに制定

令和7年度議会基本条例検証の取り組み経過

- 令和7年7月30日 議会運営委員会
- ・ 検証方法について協議し、検証シートを用いて達成度、課題、見直し内容を検証することを決定し、各会派で取りまとめることを決定
 - ・ 検証の工程を協議し決定
- 令和7年8月25日 議会運営委員会
- ・ 条文ごとに、達成度、課題、見直し内容について意見を出し合う
- 令和7年10月20日 議会運営委員会
- ・ 条文ごとに、達成度、課題、見直し内容について意見を出し合う
- 令和7年11月4日 議会運営委員会
- ・ 条文ごとに、達成度、課題、見直し内容について意見を出し合う
- 令和7年11月18日 議会運営委員会で議会改革先進市議会を視察
～11月19日
- ・ 三重県松阪市議会、三重県伊勢市議会
- 令和8年1月13日 議会運営委員会
- ・ これまでに出された論点を示し、改善策の方向性を協議
- 令和8年2月5日 議会運営委員会
- ・ 条例及び実施要項の改正並びに新たに規程を設けることについて協議
- 令和8年2月19日 議会運営委員会
- ・ 条例及び実施要項の改正案並びに規程の制定について協議し決定
- 令和8年2月26日 第317回3月定例会の初日に議会基本条例の一部を改正する条例案を議会運営委員会提出議案として提出し、全会一致で可決

加西市議会基本条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市民参加及び情報公開)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会をインターネットによりライブ及び録画で配信します。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(市民参加及び情報公開)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信をします。</p> <p>3～7 (略)</p>